

島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年3月17日

島原市監査委員	徳	永	清	己
島原市監査委員	永	田	光	臣

令和 3 年 度

財政援助団体等（公の施設の
指定管理者）監査結果報告書

島原市監査委員

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定）

2 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が指定した指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務や目的とする平等な利用の確保等、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理が行われているかなどに留意して実施する監査である。

3 監査の対象

- (1) 社会福祉法人 島原市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）
- (2) 島原市有明福祉センター（公の施設＝指定管理施設）
- (3) 有明支所（指定管理施設の所管課）

4 監査の着眼点

(1) 指定管理者関係《島原市社会福祉協議会》

- ①指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ②協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の利用料金等の出納事務を行っているか。
- ⑤規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥利用料金制を採用している場合、利用料金等の収納は適正に行われているか。
- ⑦指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(2) 所管課関係《有明支所》

- ①指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ④利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑤指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑥管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑦指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑧指定管理に関わる経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑨事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ⑩指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑪指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

5 監査の実施方法

令和2年度における当該指定管理施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況に関する書類の提出を求め、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を実施。

また、実地監査として所管課職員並びに指定管理者（責任者等）からの説明の聴取や指定管理施設が適切に管理されているか現地調査を実施。

6 監査の実施期間

令和3年10月26日から同年12月23日まで

7 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 島原市社会福祉協議会
所 在 地	島原市霊南一丁目17番地
法人設立日	平成17年12月28日
設 立 目 的	島原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4)(1) から(3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 訪問介護事業の経営 (8) 訪問入浴介護事業の経営 (9) 通所介護事業の経営 (10)居宅介護支援事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 島原市福祉センターの経営 (13) 島原市有明福祉センターの経営（※指定管理業務） (14) 福祉サービス利用援助事業 (15)福祉資金貸付事業 (16) 心配ごと相談事業 (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業
------	--

8 監査結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

令和2年度における島原市有明福祉センターの指定管理者に係る出納その他の事務の執行状況等について監査を行った結果、概ね適正に執行されているが、一部において不適切な事務処理が見受けられたので以下に記述する。

(1) 指定管理者（島原市社会福祉協議会）並びに指定管理施設の所管課（有明支所）に関する事項《共通》

- ① 指定管理者による島原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（事業報告書の作成及び提出）の規定により、事業報告書の提出が期限までに行われていることが確認できたが、その報告事項の内容は、島原市有明福祉センターの管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）並びに島原市有明福祉センター管理仕様書（以下、「管理仕様書」という。）に定められる管理業務に対する報告として、報告内容の簡略化や添付書類の不足など見受けられ、要件を満たしていない内容であることを確認した。

ついては、管理業務に関する適正な報告を行うよう努められたい。

なお、指定管理施設の所管課（以下、「所管課」という。）としても、

指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

- ② 指定管理者が管理仕様書により行う設備点検（法定点検も含む）、警備業務及び機器保守などの結果に関する報告が、所管課へなされていないことを確認した。

ついては、結果による不具合や異常の有無に関わらず、随時ではなくとも定期的に所管課へ報告するよう努められたい。

なお、所管課としても指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

- ③ 基本協定書第29条第1項（利用料金収入の取扱い）並びに島原市有明福祉センター条例第14条第2項（利用料金）の規定に準じた利用料金決定がなされていないことを確認した。

ついては、両規程に沿った経過により利用料金の決定を行うよう努められたい。

なお、所管課としても指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

(2) 指定管理施設の所管課（有明支所）に関する事項

- ① 基本協定書第23条第1項（業務計画書）の規定により、指定管理者から市へ提出された業務計画書（事業計画・収支予算など）の変更に際し、基本協定書第23条第2項の規定に準じ、両者での協議が行われていないことを確認した。

ついては、業務計画書とは指定管理施設の適正な管理を行うための根幹となるものであるため、変更等が生じる際は双方合意のもとに決定を行い、指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

- ② 指定管理者から市への管理運営に関する定期報告として、基本協定書第24条第2項（事業報告書等）の規定により、月次ごとの指定管理施設の利用関連数値（利用者数や利用料金など）の報告が行われていることが確認できたが、島原市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第7条（業務報告の聴取等）の規定による、所管課での指定管理施設の管理運営に関する指定管理者への聴き取りや現状調査などは行われて

いないことを確認した。

については、指定管理施設の所有者である市の目線での管理運営の現状把握や指定管理者へ聴き取りをするなどの情報収集を行い、更なる指定管理施設の適正かつ効率的な管理運営となるよう努められたい。

9 むすび

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的により設置されたものであり、島原市において平成18年度から導入した指定管理者制度は、民間事業者の手法を活用することにより、住民ニーズの多様化に対応するとともに、管理に要する経費を縮減することや、利用者の満足度を上げてより多くの利用者確保しようとする民間経営者の能力を取り入れることで市民へのサービスの向上が図られることが期待されている。

現在の島原市有明福祉センターの利用者数を見ると、平成28年度をピークに下降の傾向が見られる。

この要因の一つとしては、市内にある日帰り温泉が利用できる宿泊施設のリニューアルによるサービス向上や最新のトレーニング設備が整った専属トレーナー付きの民間によるトレーニング施設の開設などが考えられる。

指定管理者による改善策として、季節湯（夏みかん湯・ゆず湯）の実施、子供利用者へのお盆やクリスマスにプレゼントの進呈、浴場とトレーニングルームのお得な利用券の販売及び利用者へのアンケート調査（意見箱の設置）を行いサービス向上に繋げるなど利用促進を図り、併せて当該施設の魅力やイベント情報などを、市広報並びに社会福祉協議会広報への掲載やSNSを用いた情報発信の取組みがなされている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、浴場利用が8日間、トレーニングルーム利用が61日間の休止となるなどの影響もあり、この取組みの成果は見られていない状況であるが、継続した取組みは必要であると考えます。

最後に、利用者は減少傾向ではあるが、指定管理者として施設職員の利用者へのサービス意識の向上や各種訓練の実施などの管理運営に対する取り組みは、本施設の設置目的である市民が健康で安心して暮らせるまちづくり、福祉及び健康の増進の拠点として、ある一定の役割を果たしていることが伺え、また、本施設の平等な利用の確保等、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努められていることが判断できる。今後も、利用促進に関する民間だからこそ出来る更なる取組みを期待する。